

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省26-3-4)

政策名	3 対外経済	施策名	3-4 貿易管理			
施策の概要	○大量破壊兵器等の不拡散、野生動植物の保護などを進めるべく、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)に基づき、厳格な貿易審査等を実施する。 ○国内の各業界や海外諸国からの規制に対するニーズを迅速・的確に把握し、国連安保理決議や国際条約等との整合性や法規制の在り方等を考慮しつつ、適正な外為法・貿易管理体制等を構築し、我が国経済の健全な発展に寄与する。					
達成すべき目標	○適正な貿易管理体制の下で、厳格な審査や検査を実施することで適切な輸出入管理等を行い、国内外の状況に応じて制度の見直し等を図る。さらに、我が国の貿易管理体制について国内外の関係者に対して効果的な普及啓発等を行い、国際的に円滑な貿易管理の構築に貢献する。					
施策の予算額、執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	451	432	445	472
		補正予算(b)	▲ 8	▲ 4	▲ 4	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	443	428	441	
執行額(百万円)		351	389	391		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	防衛装備移転三原則(平成26年4月1日 国家安全保障会議・閣議決定) 外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について(平成27年3月31日閣議決定) 世界最先端 IT 国家創造宣言(平成26年6月24日閣議決定)					

測定指標	1	外為法・貿易管理体制の企画・構築状況	施策の進捗状況(実績)					目標	達成		
								26年度	達成		
			①新しく策定された防衛装備移転三原則に基づき、個別事案に適切に対応。 ②国際輸出管理レジーム交渉に参加し、当該レジームにおける合意等に基づき輸出貿易管理令等を改正。 ③麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法、あへん法との輸出規制に係る二重規制の撤廃等のための輸出貿易管理令等を改正。 ④電子化の促進(以下が電子通関割合)					貿易管理の合理化・透明化に資する外為法・貿易管理体制の構築			
	電子ライセンスによる通関割合	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	16%	20%		34%	43%
	2	外為法等に基づく貿易審査状況	施策の進捗状況(実績)					目標	達成		
								26年度	達成		
①安全保障理事会決議等に基づき、北朝鮮等に対して輸出入禁止措置を実施。 ②外為法に基づく申請に対して審査を実施(以下が件数)。 ③外為法違反懸念者に対する審査を実施。 ④アンチダンピング課税措置等の求めに対して調査を実施。					外為法に基づく貿易審査等の着実な執行						
個別許可・承認等件数	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	49,625	47,637	42,868		43,773	44,768
3	原産地証明制度の企画・構築・執行状況	施策の進捗状況(実績)					目標	達成			
							26年度	達成			
		①原産地法に基づき第一種特定原産地証明書の発給を実施(以下が発給数)。 ②原産地法に基づき第二種特定原産地証明書を作成できる輸出者を認定。 ③TPP等の各EPA交渉に参加し、新しい原産地証明制度(完全自己証明制度)の導入等に寄与。					輸出貿易の健全な発展に寄与する原産地証明制度の構築・執行				
特定原産地証明書発給数	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	101,091	119,192		153,217	183,365	206,304

参考指標	1	海外における輸出管理セミナー開催件数	実績値							
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
			3	5	3	4	3	4	3	-
	2	安全保障貿易管理説明会受講者数	実績値							
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
			11,631	15,611	14,023	14,207	14,235	11,671	10,028	-
	3	輸出管理内部規程(CP)届出企業数	実績値							
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
			1,447	1,467	1,430	1,445	1,463	1,450	1,451	-

評価結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)
	我が国経済等の発展に寄与するため、外国為替及び外国貿易法等に基づき、適切かつ必要最低限の貿易管理を実施するとともに、防衛装備移転三原則に基づく適切な対応をしたため。	
施策の分析	<p>・平成26年度は、北朝鮮によるミサイル発射などの挑発行為等、安全保障に関する懸念が高まっており、これらに対応する適切な貿易管理制度の整備・運用が課題となった。</p> <p>・このような課題に対しては、懸念国の調達活動に関する情報収集・分析を進め、関係国と連携しつつ機微貨物・技術の懸念国への移転防止を徹底し、対応した。また、北朝鮮に対する制裁措置として、外国為替及び外国貿易法に基づく全面輸出入禁止措置を実施し、3月末には同措置の二年間延長の閣議決定をした。</p> <p>・また、新しく策定された防衛装備移転三原則に基づき、関係省庁との連携の下、個別の海外移転案件(2件)について移転を認めうるものと判断するにあたって、輸出管理当局として寄与した。</p> <p>・審査業務の高度化を図る調査等については、複雑化する安全保障貿易環境における最新動向を把握する等、我が国の輸出管理業務全体の効率化等に有効に活用された。</p> <p>・企業等の法令遵守については、適切な指導・処分を行うなど法令の厳格な執行を行う一方、関係機関と協力し、安全保障貿易管理に関する資料配付や説明会を全国で実施し、輸出者の輸出管理体制整備に向けた普及・啓発を行った。</p> <p>・日本から輸出された製品が、海外の仕向先企業を通じて懸念国やテロ組織等に渡ってしまうことのないよう、輸出管理制度の整備が不十分な国・地域において、現地産業界向けに輸出管理向上の普及啓発活動を実施した。</p> <p>・国際条約締結国会議での議論等を踏まえた政令改正等を行い、国際条約等に基づく輸出入管理を着実に実施すると共に、アンチダンピング調査については前年度から引き続き1件の調査を実施した。また、原産地証明制度については、平成27年1月発効の日豪EPAで初めて導入された完全自己証明制度に係る国内運用手続の策定に寄与したほか、TPP等の各EPA交渉に参加して新しい原産地証明制度(完全自己証明制度)の導入等に寄与した。</p> <p><平成27年度行政事業レビューとの関係> 平成27年度行政事業レビューにおける外部有識者及び推進チームの所見を踏まえ、平成28年度以降、既存事業を予算上統合(執行は明確に区分)した上で、予算執行の効率化に努める(事業番号128、129)。</p>	
次期目標等への反映の方向性	<p>・今後も東アジアの安全保障を巡る情勢は厳しいことが予測され、引き続き適切な安全保障貿易管理を実施していくことが課題である。今後も懸念国の調達活動に関する情報収集・分析や機微貨物・技術の懸念国への移転防止を徹底し、審査体制の強化を進め、これらに対応する適切な調査分析等を行い、政策立案に活用していく。また、国内の輸出者に対しては、引き続き、安全保障貿易管理に関する資料配付や説明会の実施を行うことにより、国際的に円滑な貿易管理体制構築を図る。更に我が国の輸出先であり、輸出管理制度の整備が不十分な仕向先国の産業界及び国・地域に対する普及・啓発活動の実施は、我が国が国際社会の脅威となる懸念調達活動に加担しない為に不可欠であり、今後も適切な形で実施していく。北朝鮮に対しては、外国為替及び外国貿易法に基づく全面輸出入禁止措置を、引き続き厳格に実施していく。</p> <p>・新興国等からの国際貿易ルールに反する輸出によって、国内産業に損害が発生する可能性がある中、これまでのアンチダンピング調査等の経験も踏まえ、今後申請が見込まれる品目等に関して適切な調査設計を行い、貿易救済措置に係る調査に活用していく。また、原産地証明制度については、平成27年1月発効の日豪EPAで完全自己証明制度が導入されたことを契機として、日本企業等の原産地証明制度の理解をより一層醸成するため、普及啓発活動を実施する。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価のあり方を検討する場として、「政策評価懇談会」を設置。その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

担当部局名	貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------------------	----------	---------